

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松浦市長

市町村名 (市町村コード)	松浦市 (42208)
地域名 (地域内農業集落名)	御厨3 (寺ノ尾上)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月19日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中山間地特有の段差の多い不整形な圃場も多く、法面や畦の草刈作業も大変な部分もある。また、圃場までの農道が狭い箇所や水が適正に流れない圃場など、作業効率の低いところから荒廃化・非農地化が生じている。

農地保全に関しては、中間地域直接支払交付金事業を活用している区域では、構成員の相互協力のもと農地の保全・管理につとめているが、それらの地域以外では労働力の確保も難しい状況である。

有害鳥獣については、防護柵を設置している箇所でも被害が生じている箇所がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域では、水稻、飼料作物、施設野菜を中心に作付けがなされており、離農や高齢化に伴う耕作者不在となる農地を農用地として守っていくため担い手へと集約・集積を図りつつ、中山間地域直接支払交付金事業等の事業を活用し、農家・非農家及び地元企業等の協力のもと、可能な限り農地保全及び農業用施設の保持に取り組む。一方、保全活動が及ばない圃場等については非農地化や林地化することも検討する。

担い手については、地域内外から幅広く確保していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる地域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

離農などで耕作されなくなる農地の情報収集を行い、それらの農地を担い手へ集積・集約化を進め、地域の農地の保全に努める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

離農者や後継者のいない農地は農地中間管理機構に貸し付け、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

基盤整備を行っていない地域については、中山間地域直接支払交付金事業を活用し、農道や水路の補修・管理を行っていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

既存の担い手に集積・集約し地域の農地を守りながら、地域内で家庭菜園の開放や農業体験などを行い、担い手となる人を地域外から呼び込む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業従事者の労力軽減や労働時間の短縮など、農業経営の効率化を見込めるものについて検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシの防護柵を設置している箇所でも被害が発生している状況にあるため、維持・管理の徹底を図る。
⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合には、地域計画の見直しを農業委員、農地利用最適化推進委員等の地域代表者への確認や書面やホームページ等による簡易な方法による協議を行う。